

厚生年金基金及び確定給付企業年金の住所管理並びに企業年金制度に対する国の保有する住所情報の提供に関する要望書

標記につきましては、平成20年2月12日に開催された企業年金連合会の政策委員会厚生年金基金小委員会及び同月19日に開催された政策委員会確定給付企業年金小委員会における議論を踏まえ、下記のとおり要望事項をとりまとめましたので、その実現方につき特段のご配慮をお願いします。

記

1 厚生年金基金及び確定給付企業年金の住所管理について

- ・厚生年金基金及び確定給付企業年金の未請求防止のため、待期者、受給権者及び加入員（加入者。以下同じ）の退職時の住所管理及び住所変更届義務の強化を目的とする法制化を行うことは理解できるが、加入員については、適用事業所において住所管理されており、その記録を利用できるため、厚生年金基金及び確定給付企業年金において、独自に加入員について住所管理させること及び住所変更を事業主から届けさせること等の法制化は、必要性が乏しい上に、過重な負担を課すこととなるので、行わないこととしていただきたい。

仮に何らかの管理を求める場合には、適用事業所が管理している記録を活用するなど、各厚生年金基金及び確定給付企業年金の実情に応じた取扱いを認めていただきたい。

2 企業年金制度に対する国の保有する住所情報の提供について

(1) 社会保険庁（日本年金機構）の住所情報

- ・厚生年金基金に対して、社会保険庁(平成22年以降、日本年金機構。以下同じ)の保有する待期者、受給権者及び公的年金新規裁定者等の住所情報を平成20年度より提供していただけることは、未請求対策などについて大きな前進であると評価しています。

- ・確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金は、確定給付企業年金法第1条及び確定拠出年金法第1条に定められているとおり、公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。昭和60年改正以降の累次の公的年金制度の給付切下げの中で、厚生年金基金制度とともに企業年金の国民の老後生活の所得を補完する役割は増している。特に、代行返上した企業年金基金においては、その制度の運営は厚生年金基金とほぼ同様のものとなっている。従って、両制度の未請求の解消は国民の権利利益を守る重要かつ公共的な意義がある業務であり、その対策の推進のために社会保険庁の保有する住所情報を両制度の企業年金に提供していただきたい。

(2) 住民基本台帳ネットワークの住所情報

- ・厚生年金基金、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金は、公的年金の給付を補完し、国民の老後生活の安定に寄与する制度である。これらの制度の待期者及び受給権者の中には退職後の住所変更によって様々な手段を講じても住所不明となっている者がおり、年金未請求問題が生じている。その解決のためには、厚生年金基金、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金に住民基本台帳ネットワークの保有する住所情報を提供していただきたい。
- ・その際に、公的年金及び企業年金制度全般において、待期者、受給権者及び加入員の特定等のため、基礎年金番号と連動した住所提供が可能となるよう、社会保険庁を通じた住所情報の提供が可能となるようにしていただきたい。

平成20年3月4日

企業年金連合会

理事長 徳永 哲男

厚生労働省年金局長

渡邊 芳樹 殿